

意見募集要領

案 件 名 : 阪南市生活排水処理基本計画(素案)

意見提出期間: 令和5年2月2日(木)から令和5年3月3日(金)まで

問合せ先 【所 管 課】 生活環境課

【電 話】 072-471-5678(代表) 072-489-4514(直通)

【F A X】 072-473-3504

【Eメール】 seikanjouka@city.hannan.lg.jp

□ 募集の趣旨

- 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137)第6条第1項の規定にもとづき、一般廃棄物の処理にかかる計画(一般廃棄物処理計画)を定めるものです。
- 一般廃棄物処理計画には、「ごみ」と「生活排水(し尿及び生活雑排水をいう。)」の2つの分野があり、本計画は生活排水に関する部分に該当します。
- 本計画では、市が長期的・総合的視点に立ち計画的に生活排水処理対策を行うため、目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めています。
- 本計画は、平成25年3月に策定した現行計画の期間満了に伴い見直しを行うもので、主な変更点は、令和2年に策定した「下水道事業経営戦略」、令和4年に策定した「阪南市総合計画」(人口推計等)の内容を反映しています。
- 大阪府で策定された「大阪21世紀の新環境総合計画」「大阪府生活排水処理計画整備指針」では、大阪府内における生活排水処理の目標が掲げられており、本計画と整合を図っています。

□ 公開場所

生活環境課、下水道課、市民情報コーナー、各公民館、図書館、箱作住民センター、地域交流館、保健センター、本市ウェブサイト

□ 意見の提出方法

提出方法	提 出 先
○書面提出	市民部生活環境課(阪南市役所1階)
○郵便	〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1 阪南市役所 市民部生活環境課 宛
○電子メール	seikanjouka@city.hannan.lg.jp
○ファクシミリ	072-473-3504 市民部生活環境課 宛

□ ご意見の書式について

- ①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかでご提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。)
 - ②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。
 - 個人の場合＝住所、氏名、電話番号
 - 団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号
- ※住所、氏名等の個人情報公表しません。
※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。